

附 則

- 1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
 - 2 この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。
 - 3 この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。
 - 4 エルサルバドル及びジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。
- 厚生労働省令第十九号
- 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条、第六十条の二第一項及び第四項並びに第八十二条の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
- 平成三十一年三月八日
厚生労働大臣 根本 匠
- 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>（被保険者となつたことの届出）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 第一項の届出は、特定法人（事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）開始の時ににおける資本金の額、出資金の額若しくは銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第四十一条第一項及び第三項の規定により納付された同条第一項の当初拠出金の額及び同条第三項の売却時拠出金の額の合計額が一億円を超える法人、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。）にあつては、資格取得届の提出に代えて資格取得届に記載すべき事項を電子情報処理組織（政府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と特定法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条、第七条、第十三条、第百一条の五及び第百一条の十三において同じ。）を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができる場合、この限りでない。</p> <p>8 特定法人は、第二項各号のいずれかに該当する場合の前項の提出又は第三項に規定する者に係る前項の提出をするときは、同項に規定する事項と併せて、それぞれ第二項又は第三項に定める書類に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して提出しなければならない。</p> <p>9 第四項の規定は、前二項の場合について準用する。</p> <p>10 第六項の届出は、特定法人にあつては、資格取得届及び第三十三条各号に定める書類の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができる場合、この限りでない。</p>	<p>（被保険者となつたことの届出）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

（傍線部分は改正部分）